- 容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内第五十五条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の利用をしようとする者が適切
- の内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、そ

(利益供与等の禁止)

- ならない。との対償として、当該一般相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与しては談支援事業者等」という。)が利用者又はその家族に当該指定障害者支援施設を紹介するこしくは他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者(以下この条において「一般相第五十六条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者若
- い。 償として、当該一般相談支援事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならなり 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者等に利用者又はその家族を紹介することの対

(指牌解決)

- い。めに、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならなその家族からの苦情(以下この条において「苦情」という。)に迅速かつ適切に対応するた第五十七条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又は
- ならない。 格定障害者支援施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければ
- た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。じ、及び苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受け員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第一項の規
- て必要な改善を行わなければならない。調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び苦情に関し知事が行う規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の
- に、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要なその他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事又は市町村長が行う調査に協力するとともは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類の規定により知事若しくは市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくも指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項

改善を行わなければならない。

- 改善の内容を当該市町村、知事又は市町村長に報告しなければならない。 ら 指定障害者支援施設は、市町村、知事又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の
- 五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。 指定障害者支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十

(地域との連携等)

等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。第五十八条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動

(事故発生時の対応)

- 置を講じなければならない。 が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措第五十九条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故
- ればならない。 3 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなけ
- きときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。3 指定障害者支援施設は、第一項に規定する場合であって、当該利用者の損害の賠償をすべ

(会計の区分)

ない。るとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければなら第六十条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分す

(記録の整備)

- おかなければならない。第六十一条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備して
- 記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならなる 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる
 - ─ 第二十一条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
 - 二 施設障害福祉サービス計画に係る記録
 - 三 第四十四条に規定する市町村への通知に係る記録
 - 四 第五十三条第二項に規定する身体拘束等の記録
 - 五 第五十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 六 第五十九条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

第五章 雑則

(規則への委任)

第六十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

密 副

(裾作野口)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

第二条 平成十八年九月三十日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお 従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前 の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」とい う。)第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第 一項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者更生施設」という。)、旧身体障害者 福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一 項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者療護施設」という。)若しくは旧身体障 害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の 十第一項の指定を受けているもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省 令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」とい う。)第一条第二号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関す る基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」と いう。)第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特 定身体障害者授産施設」という。)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例に より運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害 者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。) 第二十一 条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指 定を受けているもの(整備省令第一条第三号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設 等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者 更生施設等指定基準」という。) 第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に 限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に 規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受け ているもの(旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害 者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)若しくは旧知的障 害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条 の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)又は法附 則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則 第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年 法律第百二十三号)第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下 「精神障害者生活訓練施設」という。)若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設 (整備省令第一条第一号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関 する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授 産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者

項の多目的室を設けないことができる。 祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第一同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において、施設障害福授産施設」という。)(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、

(居室の定員の経過措置)

とする。 二項第二号イの規定の適用については、同号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」いて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第いるものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)にお害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮(それぞれ、同日において基本的な設備が完成して第三条 平成十八年九月三十日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障

(居室面積の経過措置)

- ★ートル」とする。
 号への規定の適用については、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第二を含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設施設又は指定知的障害者通勤寮(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものる。)、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特別的関係を受けているものに限療護施設(旧身体障害者更生施設等指定基準附則第三条の規定の適用を受けているものに限案四条 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者
- は、同号八中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第二号ハの規定の適用についてその他の建物の構造の変更をしたものを除く。) において施設障害福祉サービスを提供する設 (それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを合み、同日後に増築、改築2 平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施
- 場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第二号ハの規定の適用についてから第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条3 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体
- 正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等であって同日後にための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第五条の規定による改検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援する第五条 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における

は、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

部分については、この限りでない。る。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とす指定障害者支援施設となるものについての第九条第二項第二号ハの規定の適用については、

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

- できる。いては、当分の間、第九条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことがを除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物につ設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたもの動策、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設(それぞれ、同日において基本的な害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通
- をした部分については、この限りでない。用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築、改築その他の建物の構造の変更指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第九条第二項第二号トの規定は、適**第七条** 平成二十四年三月三十一日において現に存する旧知的障害児施設等であって同日後に

(廊下幅の経過措置)

- については、同号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。スを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第九条第二項第八号の規定の適用に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障害福祉サービ障害者授産施設(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後第八条 平成十八年九月三十日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的
- 二項第八号の規定は、適用しない。福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障害設又は精神障害者授産施設(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含2 平成十八年九月三十日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施
- は、適用しない。る場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第八号口の規定案その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障害福祉サービスを提供す施設(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産3 平成十八年九月三十日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護
- しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築、改築その他の建物の構造の変更を指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第九条第二項第八号の規定は、適用第九条 平成二十四年三月三十一日において現に存する旧知的障害児施設等であって同日後に

した部分については、この限りでない。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福 田 富 一

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 療養介護 (第四条—第三十二条)

第三章 生活介護 (第三十三条—第五十条)

第四章 自立訓練(機能訓練)(第五十一条—第五十五条)

第五章 自立訓練(生活訓練)(第五十六条—第六十条)

第六章 就労移行支援 (第六十一条—第六十九条)

第七章 就労継続支援入型 (第七十条—第八十四条)

第八章 就労継続支援B型(第八十五条—第八十七条)

第九章 多機能型に関する特例(第八十八条―第九十条)

第十章 雑則 (第九十一条)

温宝

第一章 総則

(殿加)

サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定に基づき、障害福祉第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十

(定義)

- 第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一利用者障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
 - る方法をいう。すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算す」、常勤換算方法 事業所の職員の延べ勤務時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務
 - じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援人型(省令第六条の十第一号に規定す業、自立訓練(生活訓練) (同条第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」三多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練) (障害者の日常生活及び社会生活を

に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。所第記する事業のみを行う場合を除く。)をいう。 所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法サービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育う。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイ下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいる以びに見覚発達支援をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援A型(同条第二号に規

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

- サービスを提供しなければならない。することその他の措置を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に障害福祉利用者に対し障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施の他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき当該から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性そ第三条、障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章
- 立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。2 障害福祉サービスの提供に努めなければならない。2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に
- を講ずるよう努めなければならない。の他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置そ

第二章 療養介護

(基本方針)

上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活ら、省令第二条の二に規定する者に対し、当該者の身体その他の状況及びその置かれている第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ

(構造設備)

慮されたものでなければならない。 夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考所(以下「療養介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工第五条 療養介護の事業を行う者(以下「療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業

(管理者の資格要件)

第六条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

項に関する運営規程を定めておかなければならない。第七条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たっての留意事項
- 大 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- う。)を作成しなければならない。利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下この条において「計画」とい養介護事業所の周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時におけるう。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、療第八条 療養介護事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」とい
- らない。 員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、数出訓練その他必要な訓練を行わなければな絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職2 療養介護事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連
- 応じて計画の変更を行わなければならない。
 る 療養介護事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に

(記録の整備)

- ばならない。第九条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなけれ
- 該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当
 - 第十七条第一項に規定する療養介護計画に係る記録
 - 二 第二十八条第二項に規定する身体拘束等の記録
 - 三 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - (規模)四 第三十二条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録
- なければならない。第十条 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するもので

(設備)

第十一条療養介護事業所の設備の基準は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づき

い。 病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならな

ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。

(職員及びその員数)

- る。 第十二条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとす
 - 一 管理者 一人
 - 労働大臣の定める基準により算定した員数以上二 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生
 - の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上三 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 療養介護
 - 控除した数を、生活支援員の数に含めることができるものとする。 介護の単位については、その置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を上。ただし、看護職員が常動換算方法で利用者の数を二で除した数以上置かれている療養四 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以
 - 分に応じ、それぞれ次に定める数が定めるものをいう。以下同じ。) 療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区五 サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事
 - イ 利用者の数が六十以下 一人以上
 - すごとに一人を加えて得た数以上口 利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増口 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増
- 定数とする。2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推
- 介護の単位の利用定員は、二十人以上とする。対し同時かつ一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合における療養の 第一項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が一人又は二人以上の利用者に
- は、この限りでない。 療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合く。)は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該は、項、項に規定する療養介護事業所の職員(同項第一号から第三号までに掲げる者を除
- 療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養
- 第一項第四号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 下 第一項第五号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(心身の状況等の把握)

ばならない。 かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけれ第十三条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

- ない。他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならした運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の障害福祉サービス事業者その第十四条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域と家庭との結びつきを重視
- に努めなければならない。 援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

- を求めることが適当であるときに限るものとする。るのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該利用者に支払第十五条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対し金銭の支払を求めることができ
- びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならなる 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該利用者に対し、当該金銭の使途及び額並

(療養介護の取扱方針)

- ものとならないよう配慮しなければならない。 状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的な第十六条 療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の
- この家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならなるの家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならなる。療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は

(療養介護計画の作成等)

- (以下「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。 第十七条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に、療養介護に係る個別支援計画
- 活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討しなければならない。活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生その日常生活全般の状況等の評価を通じて、適切な方法により、当該利用者の希望する生成」という。)に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、2 サービス管理責任者は、前項に規定する療養介護計画の作成(以下「療養介護計画の作

- い。 管理責任者は、当該利用者に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならなる アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス
- めて定めるよう努めなければならない。養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も合画の原案を作成しなければならない。この場合において、療養介護計画の原案には、当該療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を定めた療養介護計家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療すしどス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその
- 容について意見を求めるものとする。に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。) を開催し、前項の療養介護計画の原案の内ら サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供
- ついて説明し、書面により当該利用者の同意を得なければならない。り サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し第四項の療養介護計画の原案の内容に
- 護計画を記載した書面を交付しなければならない。
 7 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした際には、当該利用者に対し当該療養介
- を行うとともに、少なくとも六月に一回以上当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じ握(当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)

 と サービス管理責任者は、療養介護計画の作成をした後、当該療養介護計画の実施状況の把

て当該療養介護計画の変更を行うものとする。

- 続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
 り サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継
 - 定期的に利用者に面接すること。
 - ご 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- り 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

- する。第十八条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものと
 - 害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外の事業所等における障」利用の申込みに際し、当該利用の申込みをした者に係る障害福祉サービス事業者等に対
 - を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活二 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活
 - 三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

号外第15号

し必要な助言その他の援助を行わなければならない。 把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対第十九条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な

(機能 訓練)

けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。第二十条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助

(看護及び医学的管理の下における介護)

- ればならない。 て、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなけ第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ
- 自立について必要な援助を行わなければならない。2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの
- ばならない。 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなけれ
- 他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
 4 療養介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その
- による看護及び介護を受けさせてはならない。5 療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者

(その他のサービスの提供)

- ければならない。第二十二条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めな
- 流等の機会を確保するよう努めなければならない。 2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交

(緊急時等の対応)

講じなければならない。 場合その他必要な場合は、速やかに、他の専門医療機関に対する連絡その他の必要な措置を第二十三条 職員は、現に療養介護の提供を行っている時に当該利用者に病状の急変が生じた

(管理者の責務)

- 管理を一元的に行わなければならない。 第二十四条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の
- 必要な指揮又は命令をするものとする。2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため

(勤務体制の確保等)

- 業所ごとに、その職員の勤務体制を定めておかなければならない。第二十五条 療養介護事業者は、利用者に対し適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事
- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、その職員により療養介護を提供しなければな

らない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

い。
3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならな

(定員の遵守)

し、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。第二十六条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただ

(觝生管理等)

- を適正に行わなければならない。 て、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理第二十七条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水につい
- いように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しな

(身体拘束等の禁止)

- 行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の第二十八条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の
- らない。 当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければなる 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

(海ొ的保护等)

- 用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。第二十九条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利
- た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならなる 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得
- ない。する際は、あらかじめ、書面により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならする際は、あらかじめ、書面により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならら 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対し利用者又はその家族に関する情報を提供

(指標解決)

- 措置を講じなければならない。 に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な第三十条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情
- ばならない。2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなけれ
- は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合

報告しなければならない。 4 療養介護事業者は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に

(地域との連携等)

動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。第三十一条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活

(事故発生時の対応)

- ばならない。は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければ、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなけれ第三十二条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合
- ならない。 。 療養介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければ
- きには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。 療養介護事業者は、第一項に規定する場合であって、当該利用者の損害の賠償をすべきと

第三章 生活介護

(基本方針)

は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。よう、省令第二条の四に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又第三十三条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる

(構造設備)

分考慮されたものでなければならない。 て工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十事業所(以下「生活介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じ第三十四条 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う

(管理者の資格要件)

らと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれ第三十五条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九

(運営規程)

- 要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。第三十六条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三、営業日及び営業時間
 - 四 利用定員
 - 五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
 - 六 通常の事業の実施地域

- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

(規模)

については、十人以上とすることができる。的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所のでなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域で知事が定めるもののうち将来第三十七条 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するも

(設備)

- 支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。により当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用すること第三十八条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営
- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 訓練・作業室 次のとおりとすること。
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 一相談室室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

作業療法士及び生活支援員 次に定める数

- できる。3 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることが
- い。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。4 第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならな

(職員及びその員数)

- する。第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりと
 - 一 管理者 一人
 - 二 医師 利用者に対し日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 三 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は
 - に、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害程度区分(知事が定めるところにより算定して 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごと